

令和2年度第1回大船渡市国民健康保険運営協議会（書面開催）

1 開催期間 令和2年5月1日（金）から5月7日（木）まで

2 議 題

(1) 諮問第1号 大船渡市国民健康保険条例の一部を改正することについて
【資料1】

(2) 諮問第2号 令和2年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算
（第1号）を定めることについて【資料2-1、2-2】

諮問第1号

大船渡市国民健康保険条例の一部を改正することについて

大船渡市国民健康保険条例の一部を改正することについて、大船渡市長から諮問を受けたので、本協議会の審議に付します。

令和2年5月1日

大船渡市国民健康保険運営協議会長

諮問第2号

令和2年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算
（第1号）を定めることについて

令和2年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を定めることについて、大船渡市長から諮問を受けたので、本協議会の審議に付します。

令和2年5月1日

大船渡市国民健康保険運営協議会長

大船渡市国民健康保険条例の一部を改正する条例の説明要旨

1 附則

改正条項	改正要旨	施行期日等
第3項 第4項 第5項 第6項 第7項 第8項	(傷病手当金の支給) 大船渡市国民健康保険に加入している被用者(給与の支払いを受けている者)が、新型コロナウイルス感染症に感染した(又は発熱等の症状があり感染が疑われる)ことにより、労務に服することができない期間で、事業主から給与の全部又は一部を受けられない場合、傷病手当金を支給する。	公布の日 施行

【 傷病手当金制度について 】

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、感染するなど一定の要件を満たした被用者に対し「傷病手当金」を支給することにより、休暇を取得しやすい環境を整備するもの。

対象者

被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者

支給対象期間

就労することができなくなった日から起算して4日目以降から、就労することができない期間

支給額

1日当たりの支給額(直近の継続した3月間の給与収入の合計額÷就労日数×2/3)×支給対象日数

適用期間

令和2年1月1日～9月30日の間で、療養のため就労できない期間
(ただし、入院が継続する場合等は、最長1年6月まで)

その他

- ・給与の一部を受けられる場合は、傷病手当金と給与の差額を支給
- ・1日当たりの支給額について、上限あり(上限額:30,887円)
- ・申請には、医師の意見書(医療機関を受診した場合のみ)及び事業主の証明が必要

大船渡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大船渡市国民健康保険条例（昭和34年大船渡市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 1～2 [略]</p>	<p>附 則 1～2 [略]</p> <p>3 <u>給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</u></p> <p>4 <u>傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の3分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。</u></p> <p>5 <u>傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。</u></p> <p>6 <u>新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、附則第4項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。</u></p> <p>7 <u>前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発</u></p>

改正前	改正後
	<p><u>熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受け ることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることが できなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないと きはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規 定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除す る。</u></p> <p><u>8 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所 の事業主から徴収する。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第3項から第8項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日まで
の間に属する場合に適用することとする。

**令和 2 年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算
（第 1 号）について**

【補正理由】

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金制度の創設に伴う保険給付費の増額補正

【補正予算の概要】

補正予算総額 518 千円

補正後予算総額 4,307,340 千円

（1）歳入

款	款名	補正額(千円)	補正理由
4	県支出金	518	傷病手当金制度の創設に伴う県支出金の増額(国からの財政支援分。科目は「県支出金」)
補正額合計		518	

（2）歳出

款	款名	補正額(千円)	補正理由
2	保険給付費	518	傷病手当金制度の創設に伴う保険給付費の増額（傷病手当金の支給分）
補正額合計		518	

【補正内容】

- ・歳入 傷病手当金に係る国からの財政支援分（予算科目は「県支出金」）
- ・歳出 傷病手当金の支給分

※傷病手当金の支給要件

大船渡市国民健康保険に加入している被用者（給与の支払いを受けている者）が、新型コロナウイルス感染症に感染した（又は発熱等の症状があり感染が疑われる）ことにより、就労することができない期間で、事業主から給与を受けられない場合、傷病手当金を支給。

令和2年度 大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）

令和2年度 大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）

令和2年度大船渡市の国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ518千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,307,340千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月1日提出

岩手県大船渡市長 戸 田 公 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 県支出金		3,195,279	518	3,195,797
	1. 県補助金	3,195,279	518	3,195,797
歳入合計		4,306,822	518	4,307,340

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 保険給付費		3,153,591	518	3,154,109
	6. 傷病手当金	0	518	518
歳出合計		4,306,822	518	4,307,340

補正予算に関する説明書

(国民健康保険特別会計(事業勘定))

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4. 県支出金	3,195,279	518	3,195,797
歳入合計	4,306,822	518	4,307,340

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
2. 保険給付費	3,153,591	518	3,154,109		518			
歳出合計	4,306,822	518	4,307,340		518			

2. 歳入

4 (款) 県支出金

1 (項) 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 保険給付費等交付金	3,167,108	518	3,167,626	2 特別交付金	518	特別調整交付金分 518
計	3,167,108	518	3,167,626			

3. 歳出

2 (款) 保険給付費

6 (項) 傷病手当金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 傷病手当金	0	518	518	518	0	0	0	18 負担金補助及び交付金	518	傷病手当金	518
計	0	518	518	518	0	0	0				